

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

西海市長 杉澤 泰彦

市町村名 (市町村コード)	西海市 (42212)
地域名 (地域内農業集落名)	西彼北小地区 (先方、中、向方、上杉崎、下杉崎、瀬ノ脇、下小迎、深江、上小迎、皆割石、大石、中郷、下白浜、中白浜、上白浜、風ノ高峰)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月17日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

小迎南風崎地区に隣接する果樹をメインとした地域である。小迎土地改良区構成員を中心として温州みかん、いちご等を生産しているが、今後、高齢化が進み後継者不足となることによる、10年後の耕地の維持が課題となっている。

また、八木原郷大石地区から小迎郷別頭地区では広範囲にわたり、慢性的な水不足に悩まされている。そのため、ボーリングにより新たな水源を確保し、かんがい設備の整備が必要である。地域全体の荒廃農地も40%近くとなり、守るべき農地を確実に維持していく必要がある。

【小迎南風崎基盤整備地区】

基盤整備が行われ、令和3年度末に温州みかんの植栽が開始され、令和4年度までに担い手への集積配分が終了した。圃場条件が良く効率的な栽培管理が行え、温州みかんが植栽済みであることから、既存の担い手が耕作できなくなった際には、市内外を含めた近隣地域からの新たな耕作者の参入を見込むことができる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域で一定の生産量が見込まれる温州みかんやいちごなどは、農地を有効利用し、産地を維持する。地域内外の入り作なども今後、期待がもてることから多様な担い手の確保と並行して農地の集約化に配慮していく。担い手の農地の集約化・集積化を図り、地域と担い手が一体となって農地を有効利用していく体制の構築を図る。

【小迎南風崎基盤整備地域】

温州みかんについては、まずは安定した生産体制を確立し、供給量の安定化を図る。また、先進的な栽培方法の実践により大幅な省力化による大規模経営を実現すると同時に、根域制限栽培やマルチドリップ栽培の導入による高品質なみかんづくりを目指し、ブランド率向上を図る。農地環境に適した野菜を栽培し、高品質な野菜作りを目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	66.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	66.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農業振興地域内の農用地区域の農地及びその周辺の担い手が耕作を継続する意思がある農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針 農地を適正に維持管理するために中間管理事業を活用し、集積集約化を図る。後継者の定まっていない農地については地域と関係機関にて情報の共有に努める。また、リタイア前の段階において活用しやすい状態で地区内や近隣地区の担い手に対して、規模拡大や耕作の提案を勧め、荒廃化を未然に防ぐ取り組みを行う。 【小迎南風崎基盤整備地区】 基盤整備事業と並行して中間管理事業を活用したことにより、集積した農地を既に配分し、耕作している。集積や集団化の取り組みについては、現状を維持していくことで農地の活用率は維持される。
(2)農地中間管理機構の活用方針 経営農地の集約化を目指し、農地の貸借については基本的に農地中間管理機構を活用することとし、担い手の変更等が生じた際においても、機構においてスムーズに対応できるよう農地情報の共有を関係機関にて図る。 【小迎南風崎基盤整備地区】 基盤整備事業と並行して経営農地の集約化を目指し、農地所有者は出し手・受け手にかかわらず、全ての農地を機構に貸し付けている。令和3年度から本格的に集積や配分を行い、令和4年度において編入や配分も概ね終了している。今後の取り組みとしては現在、担い手が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合などに、農地中間管理事業を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、情報共有しながら取り組む。
(3)基盤整備事業への取組方針 【小迎南風崎基盤整備地区】 平成30年に事業採択を受け、令和2年から事業面積16.7haでの基盤整備工事を開始。令和3年度から植栽事業を開始し、令和5年度末で植栽完了。基盤整備事業については令和8年度中の完成を目指している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 JAの担い手支援センターなどの研修事業を活用し、地域で可能な場合においては、受講生の受け入れ等の支援や体制づくりに努め、新規就農者等の育成に取り組む。 【小迎南風崎基盤整備地区】 基盤整備事業により2経営体が新規就農として参入するなど、農地集約による効果が現れている。樹園地の基盤整備事業を行ったことから、既存の担い手が耕作できなくなった場合でも、新規参入者は初期投資を抑えた参入が可能となり、今後様々な経営体の参入が見込まれる。基盤整備事業時に中間管理事業を活用した農地の集積配分を実現したため、担い手において一定規模の経営が可能となった。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 JA等関係機関と協議しながら、農作業繁忙期に労働力不足に陥らないためにも、農作業委託や人材育成など、持続可能な農業を実現するために随時、地域の担い手と情報共有しながら必要な対策について話し合う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

地域による鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。

【小迎南風崎基盤整備地区】

- ①国の補助事業を活用し、WMIによる鳥獣被害防止策を令和4年度から実施。
- ③ドローン防除などを試験的に活用することにより、農作業の効率化を図る。
- ⑩果樹収穫時の繁忙期の労働力確保について、団地化したメリットとして、地域内ローテーションで雇用を行うなど、通年で安定した労働力が維持できる体制づくりを今後検討する。(温州みかんについては品種ごとに収穫時期が微妙に異なるため、ローテーションによる作業を行い、みかんの繁忙期以外については露地野菜などの栽培に従事してもらうなど通年で労働力確保と維持が可能となる)